

株式会社十八親和銀行が実施する 有限会社海野清掃産業に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社十八親和銀行が実施する有限会社海野清掃産業に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026年1月30日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

有限会社海野清掃産業に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社十八親和銀行

評価者：株式会社長崎経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスカouncilがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社十八親和銀行（「十八親和銀行」）が有限会社海野清掃産業（「海野清掃産業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社長崎経済研究所（「長崎経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワードがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。十八親和銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、株式会社福岡銀行ソリューション営業部（サステナビリティ推進グループ）（「福岡銀行ソリューション営業部」）及び株式会社 FFG ビジネスコンサルティング（「FFG ビジネスコンサルティング」）並びに長崎経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、十八親和銀行、福岡銀行ソリューション営業部、FFG ビジネスコンサルティング、長崎経済研究所にそれを提示している。なお、十八親和銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

十八親和銀行及び長崎経済研究所は、本ファイナンスを通じ、海野清掃産業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、海野清掃産業がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

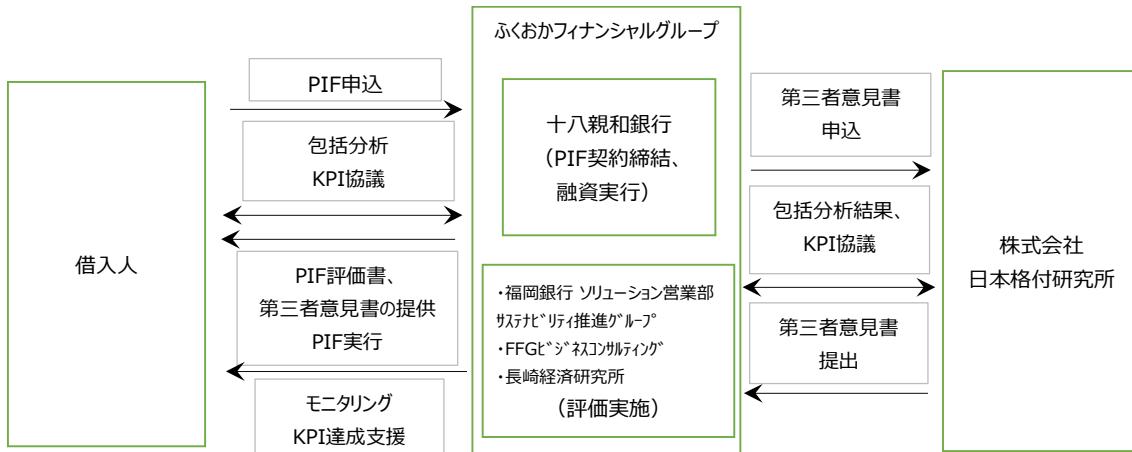
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするため、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

JCR は、十八親和銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

(1) 十八親和銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：十八親和銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、十八親和銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、十八親和銀行からの委託を受けて、福岡銀行ソリューション営業部及び FFG ビジネスコンサルティング並びに長崎経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て長崎経済研究所が作成した評価書を通して十八親和銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、長崎経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、

特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方とは、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参考しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である海野清掃産業から貸付人である十八親和銀行及び評価者である長崎経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

任田 卓人

任田 卓人

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンススタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであります。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR はいかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任、その他責任原因のいかんを問わらず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であつて、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることもあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA(国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier(気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO: JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、プロバイダ、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル



一步先を行く発想で、
地域に真のゆたかさを。

<FFG> ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

対象企業：有限会社海野清掃産業

(十八親和銀行思案橋支店取引)

2026年1月30日

JS十八親和銀行 株式会社
長崎経済研究所

株式会社長崎経済研究所（以下、当社）は、株式会社十八親和銀行が有限会社海野清掃産業（以下、同社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたり、同社の活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価した。

分析にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用している。

※1：中小企業：IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する
大企業以外の企業

目次

<要約>	2
1.会社概要	4
1-1 経営方針	4
1-2 会社基礎情報	5
1-3 事業概要	7
1-4 業界動向	14
2.サステナビリティ活動	18
2-1 Sustainable Scale Index を通じた ESG/SDGs の取り組み内容	18
2-2 ESG 及び経済面の取り組み	20
3.包括的分析	34
3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析	34
3-2 個別要因を加味したインパクトの特定	35
3-3 特定されたインパクトとサステナビリティ活動の関連性	38
4.KPI の設定	42
5.マネジメント体制	47
6.モニタリングの頻度と方法	47

《要約》

同社は長崎県長崎市に本社を置く企業で、一般廃棄物の収集運搬業を中心として産業廃棄物の収集運搬及び中間処理などの事業を行っている。また、発泡スチロールリサイクルやフロン類の回収にも取り組むなど、資源の循環利用と環境保全を推進している企業である。

〈同社の事業の特徴・強み〉

- 長年の実績による地域に根差した信頼と関連法規の遵守を徹底した事業運営
- 長崎市内 700 先を超える事業所からの一般廃棄物の収集運搬
- リサイクル活動による循環型社会への貢献

廃棄物の収集運搬業は地域住民の生活と経済活動との密接性が強く、重要な社会インフラとなっている。同社では関連法規を遵守した収集運搬・処理を行うとともに、資源の循環利用を積極的に推進し、環境保全に向けた様々な取り組みを行っている。

また、事業活動において労災事故等から従業員を守るための取り組みを強化するとともに、従業員が働きやすい職場づくりを整備し、従業員エンゲージメントを向上させながら会社の持続可能性を高めていく方針である。

〈同社のサステナビリティ/ESG の取り組み〉

- 廃棄物の収集運搬を通じた地域環境の保全と資源の循環利用を推進し、持続可能な社会構築への貢献
- 労働安全の確保や従業員エンゲージメントの向上を目指した働きやすい職場づくり
- エコキャップ運動によるペットボトルキャップ売却益の寄付活動や教育機関に対する環境をテーマにした出前授業の開催などを通じた社会貢献活動

当社が UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて同社のサステナビリティ活動等を分析した結果、ポジティブ面では「大気」「資源強度」「廃棄物」「教育」「雇用」「賃金」「零細・中小企業の繁栄」のインパクトが特定され、ネガティブ面では「気候の安定性」「水域」「大気」「資源強度」「廃棄物」「健康および安全性」「社会的保護」「ジェンダー平等」「年齢差別」「その他の社会的弱者」のインパクトが特定された。

環境・社会・経済の各項目へ影響を与えるインパクトを、同社のサステナビリティ活動の関連性を確認のうえ特定し、インパクトの増大もしくは低減するための取り組みと KPI を設定した。

《KPI》

テーマ	KPI
環境保全	①2030 年度までに 2022 年度比で CO ₂ 排出量を 42%削減する。 2030 年度以降は再度目標設定を行う。
環境マネジメント認証の継続	②エコアクション 21 認証を環境保全の取り組みを強化しながら継続・更新する。
労働安全	③重大な労災事故発生件数のゼロを維持する。
働きやすい職場環境の整備	④N ぴか認証を取得する。 ・2026 年 9 月までに N ぴか認証の申請を行う。 ・2027 年 9 月までに N ぴか認証を取得する。 ・以降、有効期限到来ごとに更新を行う。
ダイバーシティへの取り組み	⑤2030 年度までに女性ドライバーを 3 名採用する。 2030 年度以降は再度目標設定を行う。
ダイバーシティへの取り組み	⑥2030 年 9 月までに障がい者の雇用率を 2.7%にする。 ・2026 年 9 月までに雇用計画を策定する。 ・2026 年 10 月以降、計画を実践する。 ・2030 年 9 月までに雇用率を 2.7%にする。 ・2030 年 9 月以降は法定雇用率を維持する。
事業拡大	⑦2030 年度までに定期収集業者数を 800 先に増加させる。 2030 年度以降は再度目標設定を行う。

今後同社の持続可能性を高めるため、株式会社十八親和銀行は KPI の達成状況をモニタリングするとともに伴走支援する。

《今回実施する「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要》

融資金額	非公開
資金使途	設備資金
モニタリング期間	20 年 4 か月
評価対象期間	2026 年 1 月 30 日～2046 年 5 月 31 日（既存つなぎ融資期間も含める）

1.会社概要

1-1 経営方針

《基本理念》

「どんなことにも、向き合って行く」

私たちは、目まぐるしく変わり続ける現代社会において「どんなことにも、向き合って行く」ことで循環型社会構築に貢献し、企業価値を高めていくことを誓います。

《行動指針》

1. 限りある資源を守る・エコ運転に努める

日頃より資源の有効活用やエコ運転の意識を持つことで、循環型社会構築に貢献します。

2. 挨拶をする・身だしなみを整える

身だしなみを整え、挨拶をすることで活気ある職場作りと温かい人間関係の構築を目指します。

3. 5S運動を行う

5S運動を継続することで事故が起きない安全環境を目指します。

《トップメッセージ》

当社は昭和52年の創業以来、長崎市内において、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬ならびに中間処理を行ってまいりました。循環型社会の構築に貢献できるよう、全社員一丸となって日々の業務に取り組んでいます。

長年の実績をもとに、安心・安全を最優先とした適正処理を行い、「守ろう限りある資源」をスローガンに、地域に根差した事業者としての役割を果たしてまいります。



有限会社 海野清掃産業
代表取締役 海野泰兵

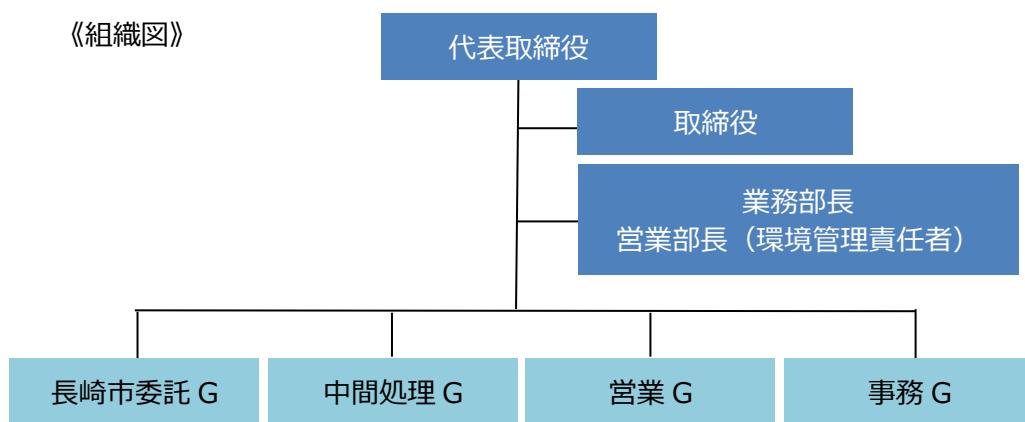
1-2 会社基礎情報

会社名	有限会社海野清掃産業	
代表者	海野 泰兵	
設立	1980年1月	
本社所在地	長崎県長崎市八つ尾町 28-12	
拠点	(事務所) 長崎県長崎市茂木町 1266-3 (中間処理施設) 長崎県長崎市茂木町 1258-1	
資本金	3,000,000 円	
社員数	52名(2025年9月末現在)	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物の中間処理業 ・一般廃棄物収集運搬業務委託（長崎市内：16区 新大工町ほか） ・第一種フロン類充填回収業 ・土木工事業、とび・土工工事業、解体工事業 	
許可	種類	取得した自治体
	一般廃棄物の収集運搬業	長崎市、時津町、長与町、諫早市
	産業廃棄物処分業（中間処理）	長崎市
	産業廃棄物収集運搬業	長崎県、長崎市、佐賀県
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	長崎県、長崎市、佐賀県
	廃棄物再生事業者登録	長崎県
	第一種フロン類充填回収業	長崎市
	建設業許可（土木、とび・土工、舗装、解体工事業）	長崎県
環境マネジメント認証	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション21認証 ・中小企業版 SBT 認証 ・長崎県 SDGs 登録制度 	
加盟団体	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市一般廃棄物処理業協同組合 ・一般社団法人長崎県産業資源循環協会 	

《沿革》

1977年	個人にて一般廃棄物収集運搬業開業
1980年	有限会社海野清掃産業設立（長崎市麴屋町）
1987年	長崎市 産業廃棄物収集運搬業許可取得
1989年	長崎県 産業廃棄物収集運搬業許可取得
1993年	長崎県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得 長崎市 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得
1994年	長崎市八つ尾町へ移転
1998年	長崎市 産業廃棄物処分業（中間処理）許可取得 長崎市茂木町にて中間処理業を開始
2000年	佐賀県 産業廃棄物収集運搬業許可取得
2002年	第一種フロン類充填回収業者登録 長崎県 一般建設業許可取得
2009年	長与町 一般廃棄物収集運搬業許可取得 時津町 一般廃棄物収集運搬業許可取得 長崎市 一般廃棄物処理業協同組合 代表理事就任
2010年	社団法人長崎県産業廃棄物協会 会長就任
2012年	エコアクション21認証・登録
2013年	長崎市 一般廃棄物収集運搬業務委託（北部B地区）開始
2020年	長崎市 一般廃棄物収集運搬業務委託（北部B地区）契約満了 長崎市 一般廃棄物収集運搬業務委託（南部B地区）開始
2021年	エコキヤップ運動開始
2025年	長崎市 一般廃棄物収集運搬業務委託（南部B地区）契約満了 長崎市 一般廃棄物収集運搬業務委託（長崎市内：16区 新大工町ほか）開始

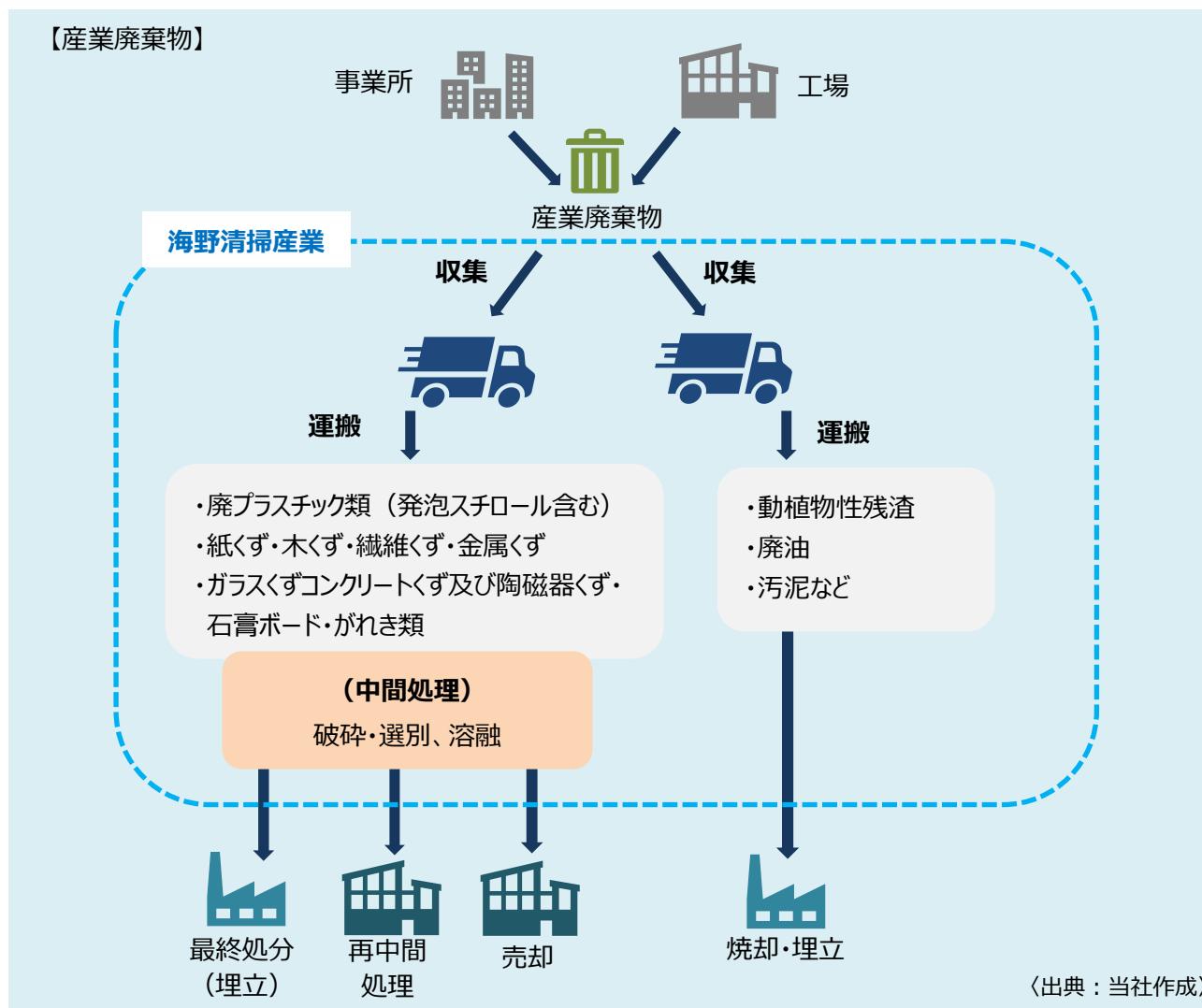
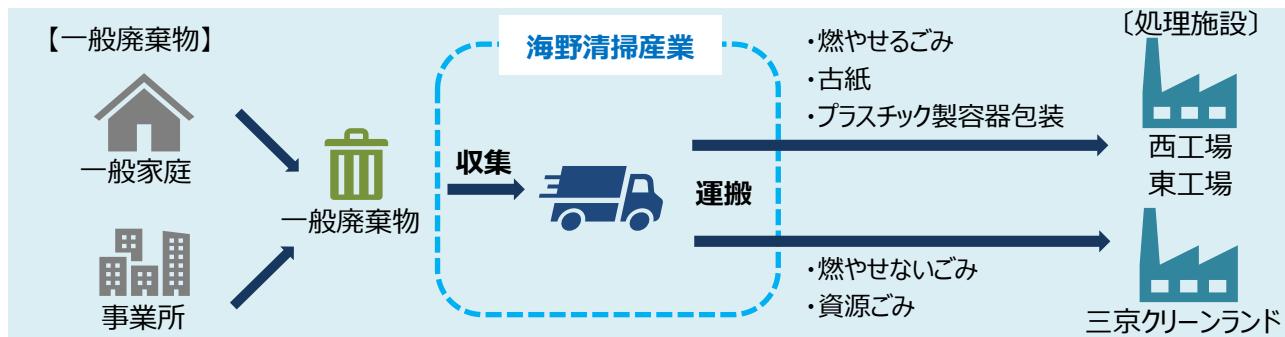
《組織図》



1-3 事業概要

同社は1977年に一般廃棄物収集運搬業者として創業した。1980年に法人成し、一般廃棄物の収集運搬業を主業としながら産業廃棄物の収集運搬・中間処理業なども行っている。廃棄物の収集運搬、中間処理は地域の生活環境との密接性が強く、経済活動を支える重要な社会インフラとなっている。同社は法令を遵守した事業活動を徹底し、地域の生活環境の保全に貢献している。

〈商流図〉



〈収集運搬車両一覧〉



軽トラック：3台



軽保冷車【感染性廃棄物】：1台



2tダンプ車：1台



2tAR【アームロール】車：1台



3tパッカー車：15台



3tユニック車：1台



4tAR【アームロール】車：2台



6t クラム車：1台



7t クラム車：1台



軽トラック【長崎市委託】：2台



3t パッカー車【長崎市委託】：6台

【その他】

- ・ハイエース：1台
- ・軽バン：3台

〈出典：同社エコアクション21 環境経営レポートより〉

《一般廃棄物収集運搬業》

同社は創業以来、長崎市を中心に一般廃棄物の収集運搬業を行っている。一般廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃掃法）に基づき家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物に大別されている。同社はこれらの廃棄物の適切な収集運搬を通じて、地域社会の衛生環境の保全に貢献し住民の生活の安全と快適さを確保するうえで重要な役割を果たしている。



〈出典：同社ホームページより〉

〈家庭系一般廃棄物の収集運搬〉

家庭系一般廃棄物は家庭の日常生活に伴って排出される廃棄物である。同社は2013年4月より、長崎市の委託を受けて対象エリアの収集運搬を開始した。現在は13,944世帯が生活する長崎市内16区（新大工町ほか）を対象エリアとし、長崎市の「一般廃棄物処理計画」に基づいた分別収集を行っている。

〈事業系一般廃棄物の収集運搬〉

事業系一般廃棄物は事業活動に伴って排出される廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物を指しており、飲食店やホテルなどから排出される調理くずや紙類が主要なものである。事業系一般廃棄物は廃掃法により排出事業者自らの責任で適正に処理することが義務付けられており、長崎市では以下の方法で処理することが定められている。

〈長崎市 事業系一般廃棄物の排出方法〉

- ①長崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託する
- ②長崎市の処理施設へ自己搬入する
- ③事業用指定ごみ袋を使用し、ごみステーションへ出す

同社では長崎市内を中心に、700先を超える事業所から事業系一般廃棄物の定期収集を行っている。各事業所との契約に基づいて毎日収集や曜日指定の収集など、事業スタイルに応じた収集頻度を設定し、徹底した分別収集を行っている。

今後さらに、多くの事業者に安全で効率的なサービスの提供を目指しており、2030年度までに定期収集業者数を800先に増加させることをKPIとして設定している。

《産業廃棄物収集運搬業》

同社は排出事業者との契約に基づき、産業廃棄物を安全かつ適正に収集し処理施設への運搬業務を行っている。契約手続きには電子契約を導入し書類作成における事務負担の軽減や書類管理の効率化に取り組んでいる。また、産業廃棄物処理の流れを記録・管理するための電子マニフェスト制度^{※2}にも対応し、ペーパーレスと事務作業の効率化を進めている。



〈出典：同社ホームページより〉

※2：マニフェスト：廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処理業者名が記載された産業廃棄物管理票で電子または紙で発行される。

また、同社は長崎市の積替え保管許可を取得しており、自社施設内に積替え保管施設を設置している。積替え保管は収集運搬の途中で廃棄物を一時的に保管し、必要に応じて別の運搬手段に積み替えることである。これにより、廃棄物の一括輸送が可能となり運搬効率が向上することで、運搬コストの削減や CO₂排出量の削減にも貢献している。

〈積替え保管施設〉

産業廃棄物の種類	保管上限 (m ³)	保管方法
廃プラスチック類	1.0	屋外容器 保管
紙くず	1.0	
木くず	1.0	
繊維くず	1.0	
ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず	1.0	
がれき類	1.0	
石綿含有産業廃棄物	2.0	
廃プラスチック類及び金属くずの混合物（廃バッテリーに限る）	1.0	
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くずの混合物（水銀使用製品産業廃棄物に限る）	0.2	
金属くず及び汚泥の混合物（廃乾電池に限る）	1.0	
廃プラスチック類、繊維くず及び廃油の混合物（廃ウエスに限る）	1.0	
特別管理産業廃棄物の種類	保管上限 (m ³)	保管方法
廃酸（廃バッテリーに限る）	1.0	屋外容器 保管

〈優良産廃処理業者認定制度〉

同社は2019年に長崎市、2020年に佐賀県、2021年に長崎県から優良産廃処理業者認定制度による認定を受けている。この制度は産業廃棄物処理業者の中でも通常の許可基準より厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査し認定する制度である。

〈優良産廃処理業者認定制度 認定基準〉

遵法性	5年以上産廃処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく改善命令等の不利益処分を受けていない
事業の透明性	取得した許可内容や、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況についてインターネットにより一定期間以上公表している
環境配慮の取組	ISO14001 やエコアクション 21 等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っている
電子マニフェスト	電子マニフェストシステム（JWNET）に加入しており、電子マニフェストが利用できる
財務体質の健全性	直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上である、法人税等の滞納がないなど財務体質が健全である

〈産業廃棄物収集運搬業許可証（一部抜粋）〉

【長崎市】

様式第七号の二(第十条の二関係)	
(1/2)	
許可番号 07911004151号	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住 所 長崎市八つ尾町28番12号	
氏 名 有限公司 海野清掃産業 代表取締役 海野 泰兵	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。	
長崎市長 田上富久	
許 可 の 年 月 日 平成31年 1月31日	
許 可 の 有 効 年 月 日 平成38年(2026年) 1月30日	
1. 事業の範囲 事業の区分 産業廃棄物収集運搬業(積替え、保管行為を含む。) 産業廃棄物の種類 腹プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(以上3種類については水廻使用製品産業廃棄物、自動車等破砕物を含む。)、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、紙いん、がき類、ばいじん(これららのうち石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上16種類	
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)積替えのための保管上段及び積み上げができる高さ 別紙のとおり	
3. 許可の条件 4. 許可の更新又は変更の状況 平成26年 1月31日 新規許可 平成29年 9月29日 変更届出 (水廻使用製品産業廃棄物明記) 平成31年 1月1日 更新許可(優良認定)	
5. 積替え許可の有無 有 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。) 市名 許可番号	
6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無	
備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。	

【長崎県】

様式第七号の二(第十条の二関係)	
許可番号 04200004151	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住 所 長崎県長崎市八つ尾町28番12号	
氏 名 有限公司 海野清掃産業 代表取締役 海野 泰兵	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。	
長崎県知事 中村 法選	
許 可 の 年 月 日 令和3年1月 9日	
許 可 の 有効 年 月 日 令和10年1月 8日	
1. 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙いん、ばいじん(石綿含有産業廃棄物及び水廻使用製品産業廃棄物を含む。)、(水廻含有ばいじん等を除く。)(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上16種類(積替え・保管行為を含まない。)	
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上段及び積み上げができる高さ	
3. 許可の条件	
4. 許可の更新又は変更の状況 平成 元年 1月 9日 新規許可 平成 6年 1月 9日 更新許可 平成 11年 1月 9日 更新許可 平成 16年 1月 9日 更新許可 平成 17年 2月 3日 変更許可 平成 21年 1月 9日 更新許可 平成 26年 1月 9日 更新許可	
5. 積替え許可の有無 有 長崎市 許可番号 07911004151	
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有	

〈出典：同社ホームページより〉 12

《産業廃棄物中間処理業》

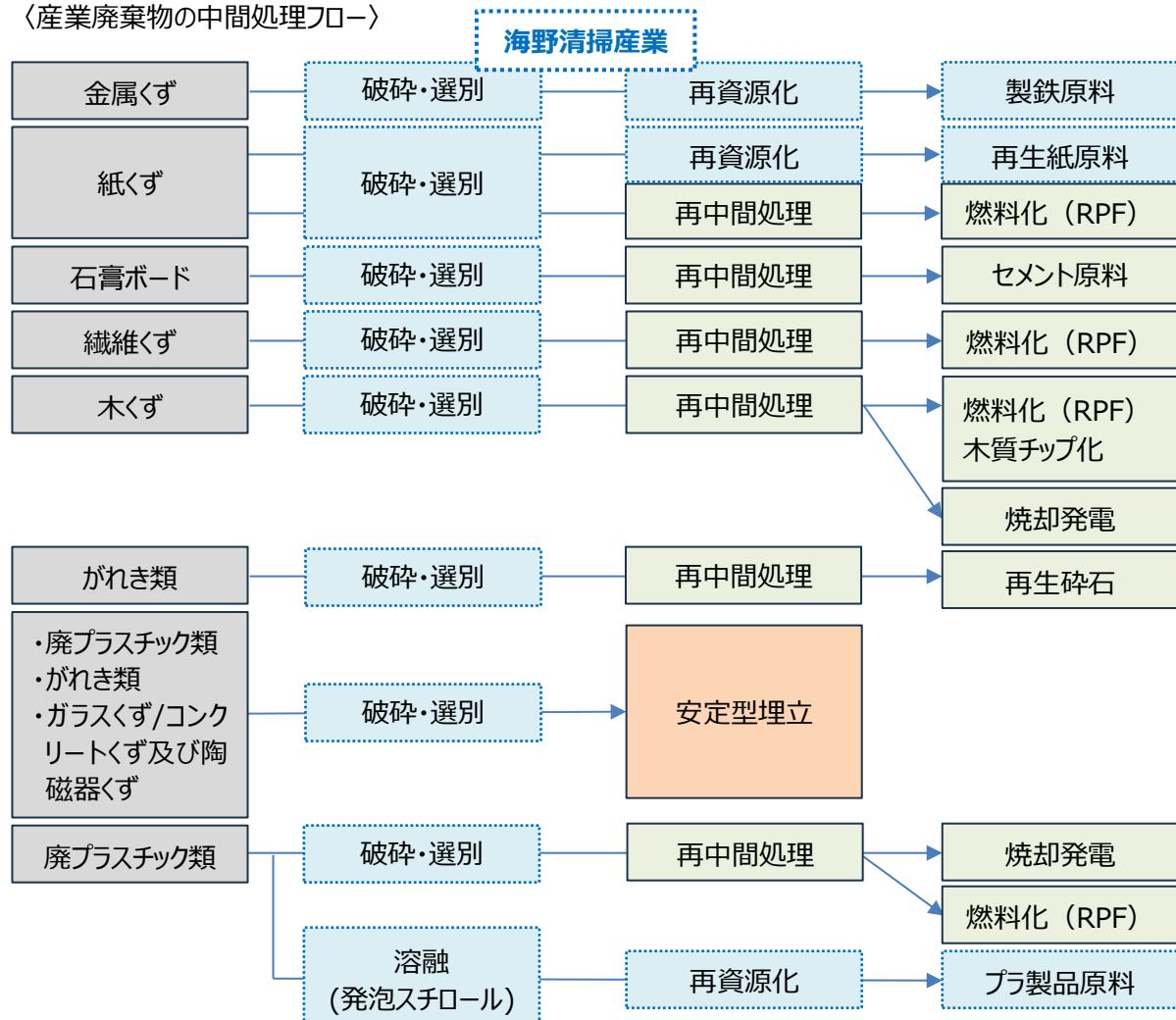
同社では収集した産業廃棄物の減量化・安定化・再資源化のための中間処理を行っている。中間処理には破碎・選別、脱水、焼却、溶融などの方法が用いられるが、同社は破碎・選別、溶融の3つの方法で中間処理を行っている。

破碎処理は廃棄物を細かく碎くことで体積を減らし、選別や再資源化の処理効率を高める工程である。体積を減らすことで輸送の際の運搬効率も向上し燃料消費量の削減やCO₂排出量の削減に貢献している。

選別処理は破碎された廃棄物を分類し、再利用可能な資源を効率的に回収することであり廃棄物の減容化と資源循環の促進へつながっている。

同社で破碎・選別された廃棄物のうち金属くずは製鉄原料、紙くずは再生紙原料として売却している。その他の再資源化できるものについては破碎・選別後に、県内の他社処理施設にて再中間処理を行い再資源化、再資源化できないものについては県内の最終処分場へ運搬し埋立処理されている。（発泡スチロールの溶融処理についてはP21にて後述する。）

〈産業廃棄物の中間処理フロー〉



〈出典：同社エコアクション21 環境経営レポートより当社作成〉

1-4 業界動向

同社では事業活動に加えてリサイクル活動にも積極的に取り組んでおり本項では、一般廃棄物、産業廃棄物、リサイクルの動向について説明する。

〈一般廃棄物〉

〈全国の動向〉

一般廃棄物は人口動態に連動して発生する。一般廃棄物の総排出量は日本の総人口のピークである 2008 年から 2009 年ごろを機に減少している。直近では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う在宅によるテレワークや巣ごもり需要が増えたことを受け、一時的に家庭系廃棄物の排出量が増加したもの、長期的には減少基調で推移している。2000 年 6 月に制定された、循環型社会形成推進基本法に示された①廃棄物の発生抑制②循環資源の利用③適正な処分による環境負荷の低減に対する意識が市民や事業者に浸透したことに加え、廃棄物処理の有料化を進める市町村が増えたことも要因となり廃棄物の抑制に成果が見られている。



〈出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より当社作成〉

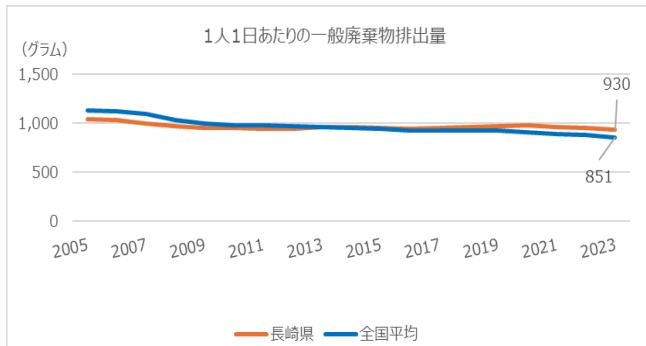
〈長崎県の動向〉

2023 年度の一般廃棄物の総排出量は 439 千トンであり近年は緩やかな減少傾向が続いている。しかし、1 人 1 日あたりの一般廃棄物排出量は全国平均と比較して 79 グラム多く、全国でも 10 番目の多さとなっている。主な要因としては、外国人訪日観光客の増加に伴う観光業や飲食業からの廃棄物の増加、生ごみの水切り不足による重量増加、テイクアウトや宅配の普及によるプラスチック容器の排出量増加などが挙げられる。

長崎県では 2021 年度からスタートした第 5 次長崎県廃棄物処理計画において 2025 年度までに 1 人 1 日あたりの廃棄物排出量を 900 グラムまで削減することを目標としている。同社では収集の際の適切な分別方法の呼びかけや、SNS を活用し



〈出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より当社作成〉



〈出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より当社作成〉

た情報発信など廃棄物の排出量削減に向けた取り組みを積極的に行っている。

〈産業廃棄物〉

産業廃棄物の排出量は長期的に見ると 4 億トン前後で推移している。大きな増減は見られないものの直近 2022 年度における全国の産業廃棄物の総排出量はおよそ 3 億 7,400 万トンと前年度より 185 万トン減少しており、今後も減少傾向が続くと予測されている。



〈出典：環境省「産業廃棄物・処理状況調査報告」
より当社作成〉

〈産業廃棄物減少の主な要因〉

経済活動の変化	新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年度以降多くの業種で生産活動が一時的に縮小。特に建設業や製造業では工事遅延や工場稼働率の低下により廃棄物の発生量が減少。
環境政策の強化	政府の循環型社会形成推進基本計画や脱炭素社会の実現に向けた政策による廃棄物の発生抑制・再資源化の促進。
技術革新 生産効率の向上	製造業や建設業における副産物の再利用や廃棄物発生を抑制する設計の導入促進など。

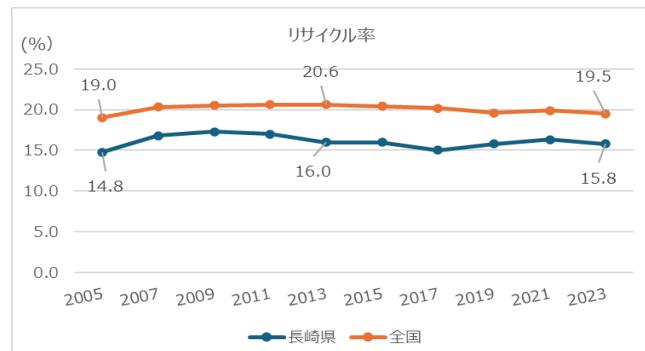
2022 年度の産業廃棄物の処理状況は、再生利用 54.2%、減量化 43.4%、最終処分 2.4% と近年はほとんど横ばいで推移している。ただし、最終処分量は前年比 20 万トン増加した。最終処分場の残余容量は 1.71 億m³、残余年数は 19.7 年となっており、容量、年数ともに近年は増加傾向にあるものの、引き続き再生利用率の向上と、最終処分量の削減に取り組んでいくことが重要となっている。

〈リサイクル〉

2023 年度の一般廃棄物のリサイクル率は全国平均 19.5%、長崎県 15.8% と、過去 10 年間はほとんど横ばいとなっている。

政府は、再資源化事業の高度化を促進する新たな法制度として、「資源循環の促進のための資源化事業等の高度化に関する法律」を 2024 年に公布した。

本制度では特に、廃プラスチックについ



〈出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より当社作成〉

て從来行われてきたサーマルリサイクル^{※3}から脱却し、マテリアルリサイクル^{※4}への移行と、それによる温室効果ガス排出量の削減が求められている。

※3：サーマルリサイクル：焼却による熱回収するリサイクル方法

※4：マテリアルリサイクル：素材や原材料として再利用するリサイクル方法

〈長崎県内の動向〉

長崎市では 2021 年に市域全体での温室効果ガス排出量の削減に向けて「ゼロカーボンシティ長崎」を宣言した。この取り組みを実現するため、2030 年までに削減する温室効果ガスの数値目標を設定、削減戦略のうち省資源・循環型のまちづくりに対する目標として「燃やされているプラスチック製品を 2030 年までにゼロにすること」を掲げている。

〈新廃プラ中間処理施設の展開〉

長崎市では 2026 年 4 月より燃やせるごみとして回収し、焼却しているプラスチック製品をプラスチック製容器包装などとともに一括回収し再商品化（フレーク化^{※5}）する計画が進められている。

長崎市にある処理施設の老朽化などを受け、同社を中心とする同業 4 社の共同出資で設立された NLOOP 株式会社は、長崎市神ノ島に屋内型中間処理施設を新設し最新設備の導入計画を進めている。本施設ではプラスチックごみとして一括回収された廃棄物を選別した後、從来行われてきた圧縮、ベール化^{※6}に加えて、粉碎、フレーク化を行うことで再資源化をさらに進めていくことが計画されている。

※5：フレーク化：プラスチック製品を小片に粉碎した後、さらに細かく分離する工程

※6：ベール化：プラスチックを圧縮し梱包する工程

〈従来の処理〉



〈新中間処理施設〉

プラスチックごみ



同社を含む県内の収集運搬業者による
一括回収後、新中間処理施設へ運搬

NLOOP 株式会社

選別

プラスチック製品の例



プラスチック製容器包装の例



残渣物

粉碎

フレーク化

販売
(県外のリサイクル業者)

圧縮

ベール化

販売
(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

焼却
(西工場)

〈出典：当社作成〉

2.サステナビリティ活動

2-1 Sustainable Scale Index を通じた ESG/SDGs の取り組み内容

株式会社十八親和銀行では、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの100%子会社であるサステナブルスケール社と九州大学が共同で構築したスコアリングモデル「Sustainable Scale Index」を用いて、企業のESG/SDGsの取り組みを指標化し、評価している。スコアリングモデルは約200項目の二者択一方式で構成しており、類似同業者との相対評価で、回答企業の立ち位置を把握することができる。Sustainable Scale Indexで抽出された同社のESG/SDGsの取り組みは以下のとおりである。

SDGs取組内容

	<ul style="list-style-type: none">事業承継計画保有CSR/サステナビリティ関連部署の設置取引先企業などへ研修を行っている
	<ul style="list-style-type: none">寄付活動の実施コミュニティ投資の実施高齢者の延長雇用制度の整備
	<ul style="list-style-type: none">材料・調達に関する環境基準の策定環境マネジメントシステム認証
	<ul style="list-style-type: none">安全衛生方針の策定材料・調達に関する環境基準の策定環境マネジメントシステム認証
	<ul style="list-style-type: none">地域の教育に貢献する活動の実施
	<ul style="list-style-type: none">ジェンダー平等に関する方針の策定
	<ul style="list-style-type: none">水の再利用実施環境マネジメントシステム認証
	<ul style="list-style-type: none">事務所照明をLED化、未使用機器の電源OFFなどに取り組んでいるエネルギー使用効率目標の設定環境マネジメントシステム認証

SDGs 取組内容



- 低燃費車の導入
- オフィスを木造化している
- 環境マネジメントシステム認証



- コンプライアンスやハラスメントに関する相談窓口や通報窓口の設置
- コミュニティ投資の実施
- 高齢者の延長雇用制度の整備



- BCP 計画の策定
- 環境マネジメントシステム認証



- 低燃費車の導入
- PC・モニターなどリサイクル業者に引き取りを依頼している
- 材料・調達に関する環境基準の策定



- アイドリングストップ活動・エコドライブ



- 海ごみゼロの日運動による海岸ごみの清掃活動やホタルの会での河川清掃活動を行っている
- デジタル化やペーパーレスを推進しごみの排出量削減に取り組んでいる
- 環境汚染物質の排出削減目標の策定



- 海ごみゼロの日運動による海岸ごみの清掃活動やホタルの会での河川清掃活動を行っている
- 環境マネジメントシステム認証



- 法令遵守の徹底
- 社会貢献活動に関する会社方針の策定



- 地元人材の積極的採用
- 地域の福祉・スポーツ・芸能活動に対し、協賛・寄付や活動の実施
- ボランティア活動の実施

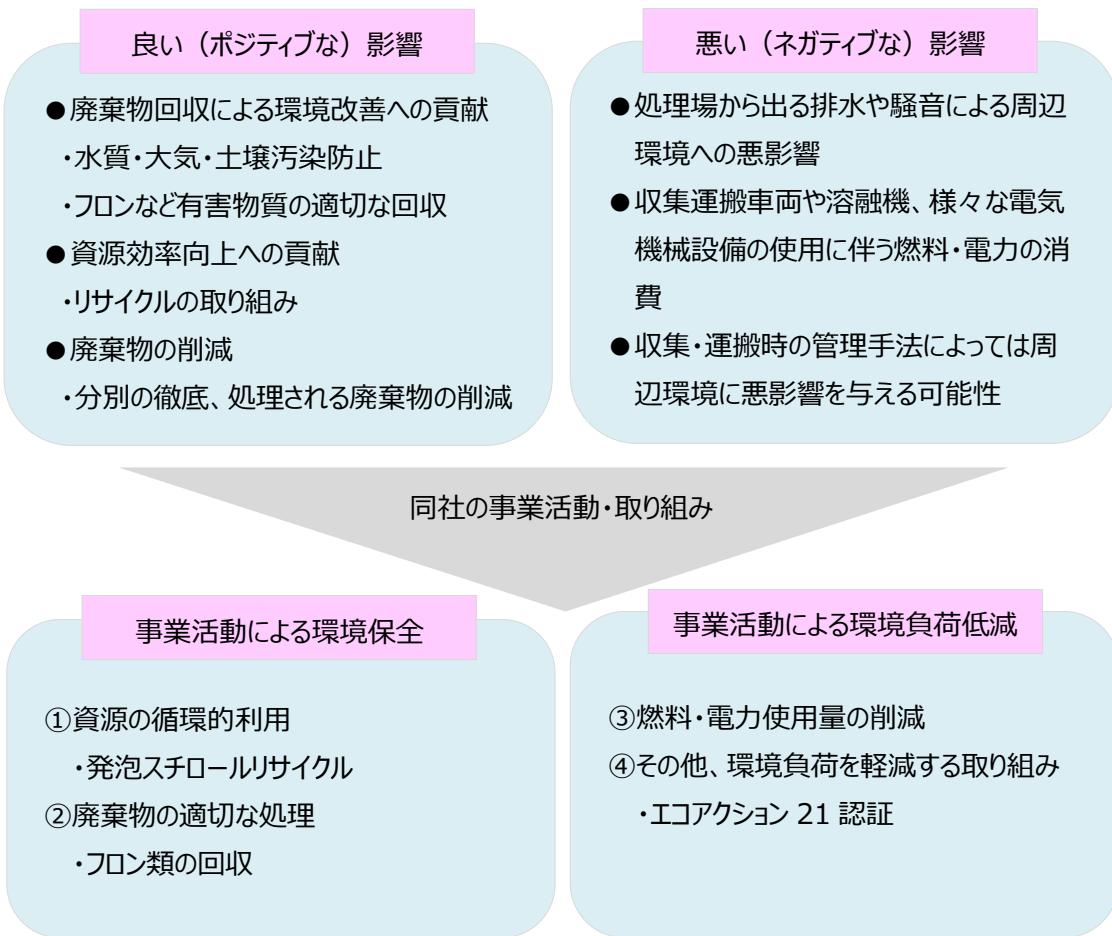
〈Sustainable Scale Index より抜粋〉

2-2 ESG 及び経済面の取り組み

(1) 環境面

- ①資源の循環的利用（発泡スチロールリサイクル）
- ②廃棄物の適切な処理（フロン類の回収）
- ③燃料・電力使用量の削減
- ④その他、環境負荷を軽減する取り組み

同社の事業活動が環境面に与える影響について、以下のような項目を想定している。



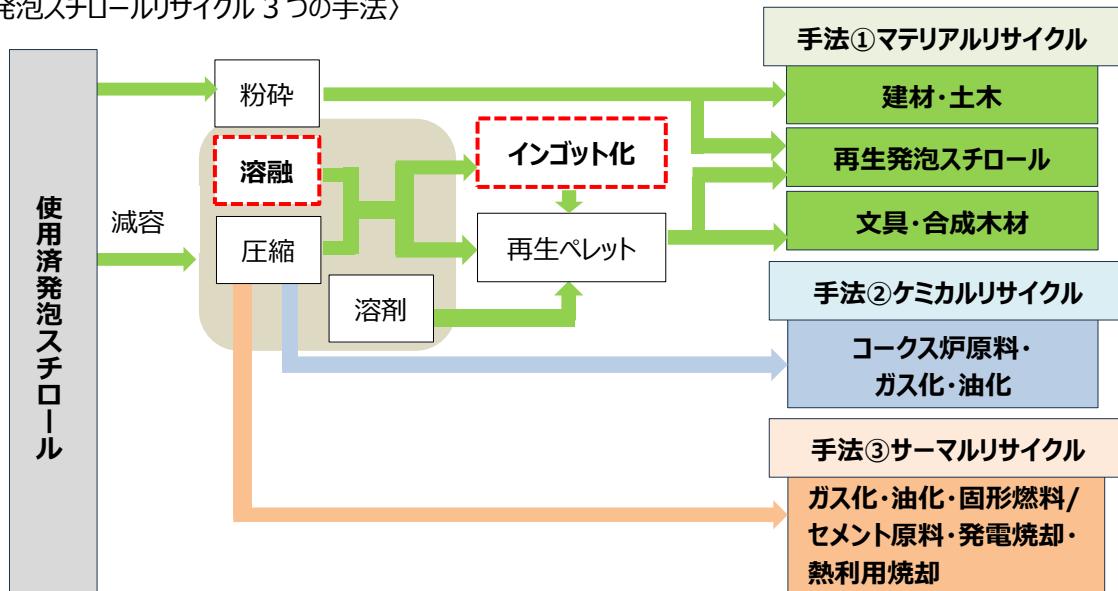
同社では循環型社会の構築を基本理念とし、事業活動を通じて環境負荷の低減に取り組んでいます。循環型社会とは、廃棄物の発生抑制や資源の循環的な利用、適正な処分により天然資源の消費を最小限に抑えた社会である。その中で、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済から脱却し、資源を可能な限り再利用・再生利用することで持続可能な成長を目指す循環経済への移行が求められている。同社はこの理念に基づき、環境に配慮した様々な取り組みを行うとともに、取り組みの継続的な実践と管理を目的として環境マネジメント認証の取得にも積極的に努めている。

《①資源の循環的利用（発泡スチロールリサイクル）》

同社は地球にやさしい企業を目指すべく、発泡スチロールリサイクルを積極的に行っている。発泡スチロールは、製品体積の約 98%が空気の省資源な素材であり、リサイクル特性に優れていることから以下の 3 つの手法でリサイクルされている。同社では青果市場や家電量販店などから排出される発泡スチロールを専用の溶融機を用いてインゴット^{※7} 化し、再生材料として国内のプラスチックメーカーに出荷している。プラスチックメーカーでは、新たな発泡スチロールやプラスチック製品に加工され再び利用されている。

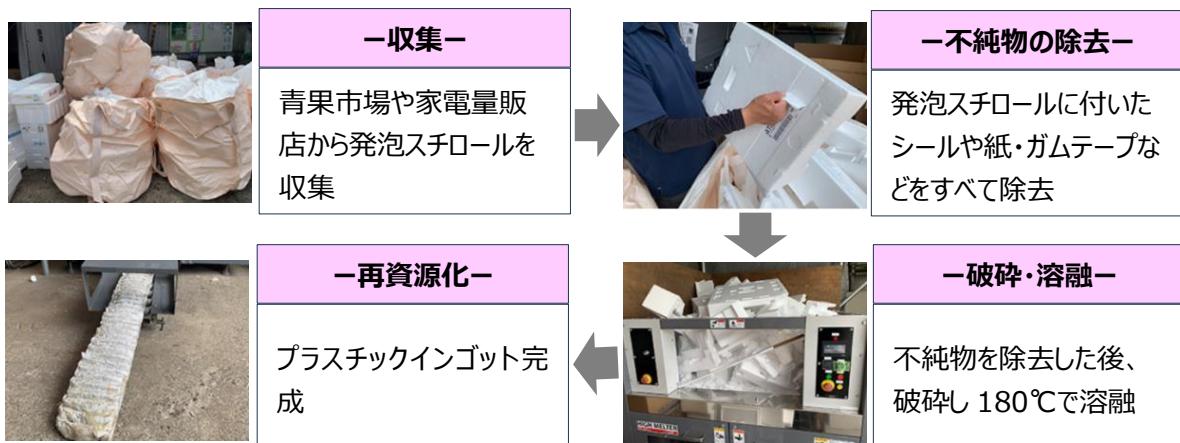
※7：インゴット：溶融処理後のプラスチックの塊

〈発泡スチロールリサイクル 3 つの手法〉



〈出典：発泡スチロール協会ホームページより当社作成〉

〈発泡スチロールリサイクルの工程〉



〈出典：同社ホームページより〉

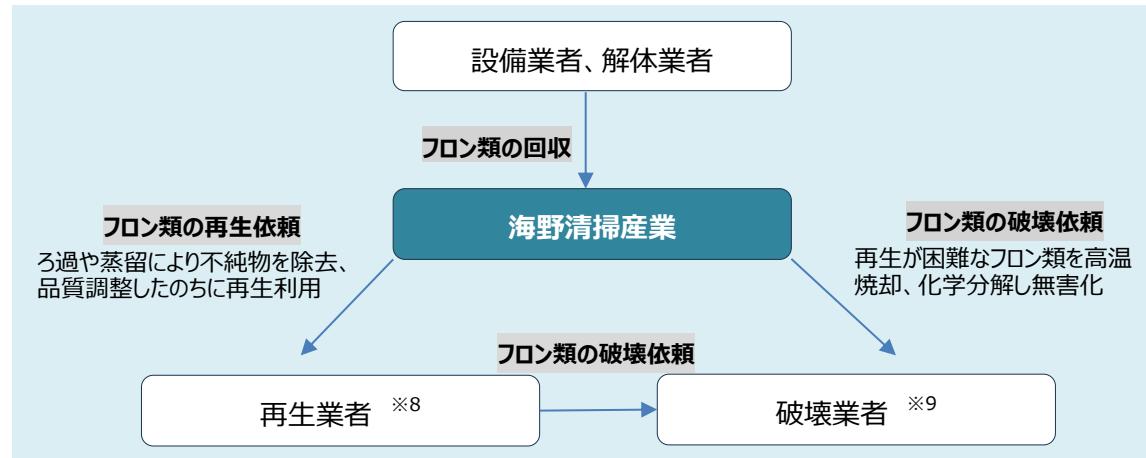
《②廃棄物の適切な処理（フロン類の回収）》

フロンとは、フルオロカーボンの総称でフロン排出抑制法ではクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の3種類を指している。フロン類は燃えにくい、化学的に安定した性質で扱いやすい、人体に毒性が少ないといった性質を有していることからエアコンや冷凍冷蔵機器などの冷媒に広く使われてきた。

特定フロン（CFC、HCFC）は有害な紫外線を吸収しオゾン層を破壊、代替フロン（HFC）はオゾン層の破壊はしないものの二酸化炭素の数十倍から10,000倍以上の大きな温室効果があるとされている。地球温暖化対策を進めていくうえでも代替フロンを含むフロン類の排出抑制が課題とされている。フロン排出抑制法では、廃棄する機器からのフロン類の回収が義務付けられているほか、フロン類が回収済であることを証明する書面等の交付義務規定やこれらに係る罰則規定を設けることで回収率の向上を図っている。

同社は2002年に第一種フロン類充填回収業に登録し、冷凍冷蔵機器の構造や冷媒の種類に応じて適切な方法でフロン類の回収を行っている。回収したフロン類は再生業者及び破壊業者へ引き渡すことで再生利用や無害化処理される。同社の取り組みはフロン類が大気中へ放出されるのを防ぐ最前線として重要な役割を担っており、回収を通じて環境負荷の低減に貢献している。

〈フロン類回収の業務フロー〉



〈出典：当社作成〉

※8：再生業者：ろ過、蒸留などフロン類と混和した不純物の除去、
品質調整を行い再生利用が可能な状態にする事業者

※9：破壊業者：再生が困難なフロン類を高温焼却や化学分解などの方法で無害化する事業者

〈フロン類回収量実績：各年9月末実績〉

(単位：kg)

	2021年	2022年	2023年	2024年
特定フロン	155	29	320	108
代替フロン	47	296	293	203
合計	202	325	613	311

《③燃料・電力使用量の削減》

同社では廃棄物の収集運搬車両や溶融機、電気機械設備の使用により相応の燃料を消費している。また、事務所においては電子機器類の使用や空調、照明の使用により電力を消費している。そのため燃料や電力の使用量について省エネを意識した様々な取り組みを行っている。さらに、燃料や電力の使用に伴って発生する CO₂排出量を算出し、2030 年までに削減する CO₂排出量の目標を設定、削減に向けた取り組みを強化していくこととしている。

〈燃料・電力使用量を削減する取り組み〉

使用燃料の削減	<ul style="list-style-type: none"> セイフティレコーダー（運転診断）を活用した走行距離と供給燃料量の可視化を行い、燃費を意識した効率的な収集ルートの設定 収集運搬車両の更新時、低燃費車へ切り替え 全 38 台のうち、30 台切り替え済 車両の運転時や重機使用時のアイドリングストップ活動の実施
使用電力の削減	<ul style="list-style-type: none"> 未使用時や作業終了時はプレス機及び選別機の主電源を切ることで待機電力を削減 休憩時間や事務所不在時の消灯を徹底 未使用時のパソコン電源 OFF 室内の空調温度設定（夏季：28℃、冬季：20℃以下に設定） 事務所の照明をすべて LED 化

〈中小企業版 SBT 認証〉

同社は 2024 年 3 月に中小企業版 SBT 認証を取得し、燃料や電力の使用に伴う CO₂排出量の算出を行っている。

同社では 2050 年のカーボンニュートラルを実現するための中長期目標として、2030 年度までに 2022 年度比で CO₂排出量を 42% 削減することを目標に掲げている。



〈出典：同社ホームページより〉

〈CO₂排出量の推移：各年 9 月末実績〉

(単位 : tCO₂e)

	2022 年	2023 年	2024 年
Scope1 ^{※10}	425	354	377
Scope2 ^{※11}	9	7	7
合計	434	361	384

※10：企業が燃料の燃焼などにより直接排出する温室効果ガス

※11：企業が購入した電気や熱を使用することで間接的に排出される温室効果ガス

《④その他、環境負荷を低減する取り組み》

同社では水を使用する作業はほとんど行っていない。水の使用は主に熱中症予防を目的とした散水など限定的な場面に限られており、環境へ悪影響を及ぼすような排水は行っていないことから水質汚濁に関する対応は不要となっている。また、重機の使用による騒音についても防音壁を設置するなど周辺環境に配慮した事業活動を行っている。

同社では他にも、ペーパーレスの取り組みとして業務用タブレットとスマートフォンを全従業員に支給し業務マニュアルや会議資料、連絡事項をデータで共有することで、不必要的印刷を減らす取り組みを行っている。

〈エコアクション 21 認証・登録〉

同社は環境に対する取り組みを継続・管理することを目的としてエコアクション 21 認証を取得している。エコアクション 21 認証は環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムであり、企業が把握すべき環境負荷の項目として、CO₂排出量、廃棄物排出量及び水使用量を規定している。さらに、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水、自らが生産・販売・提供する製品の環境性能の向上及びサービスの改善などを取り組みの必須項目として規定している。

同社では「環境にやさしい企業」を合言葉に、環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に行うための環境経営方針を策定し、具体的な取り組み項目及び内容を環境経営計画としてまとめている。

今後もエコアクション 21 認証を継続・更新し、環境経営方針に基づいた行動の実践と環境に配慮した取り組みを強化することで地域環境の保全に貢献することを目指している。

〈環境経営方針〉

- ①省資源・省エネルギー活動の推進
- ②エコドライブ等の省エネ活動による CO₂削減の推進
- ③廃棄物の削減・分別・処理、リサイクル活動の推進
- ④化学物質の適正処理
- ⑤グリーン購入の推進
- ⑥自らが提供するサービスに関する環境配慮を推進
- ⑦環境関連法規の遵守
- ⑧継続的環境改善の実施
- ⑨情報提供と地域の環境活動・施策への協力
- ⑩環境経営方針についてはすべての従業員に周知し、取り組んでいく

〈環境経営計画〉

取り組み項目	内容
電力使用量による CO ₂ 排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休み及び不在時の照明消灯 ・未使用時のパソコン電源 OFF ・室内空調の温度設定 ・未使用時のプレス機及び選別機の主電源 OFF ・不必要的な作業灯の消灯
燃料使用量による CO ₂ 排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・セイフティレコーダー（運転診断）を活用した走行距離と供給燃料量の可視化を行い、燃費を意識した効率的な収集ルートの設定 ・エコドライブの指導と継続実施 ・社用車の効率的な運転の推進 ・車両の運転時や重機使用時のアイドリングストップ活動の実施 ・定期的な車両整備の実施 ・収集運搬車両の更新時、低燃費車へ切り替え
節水活動の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の蛇口を調節し、使い過ぎを抑制 ・場内散水等に雨水や地下水を利用
廃棄物の削減 リサイクル活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピーの徹底 ・裏紙の使用、使用済封筒の再利用 ・ごみの分別の徹底
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク付商品の優先的購入
中間処理後の最終処分量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の選別作業を徹底し最終処分量を削減 ・有価物の抜き取り強化 ・リサイクル可能な業者を最終処分先として優先的に選定
環境活動の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS を活用した環境への取り組みの発信 ・教育機関に対する環境教育・出前授業の開催

〈環境経営レポート〉

同社の環境に対する取り組み内容や結果については、環境経営レポートとしてホームページに常時公開している。



〈出典：同社エコアクション 21 より当社作成〉

(2) 社会面

- ① 労働安全に関する取り組み
- ② 働きやすい職場づくり
- ③ 人材育成/採用強化
- ④ ダイバーシティへの取り組み
- ⑤ 社会貢献活動

《① 労働安全に関する取り組み》

廃棄物の収集運搬・処分業は産業別に比較しても労災事故の発生率が高く近年、死傷者数も増加傾向にある。労災事故の発生割合では墜落・転落が最も多く、次いで転倒、はざまれ・巻き込まれなど作業中の不注意による事故が多くなっている。

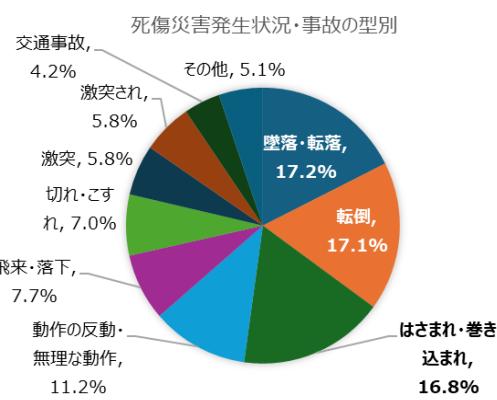
同社では全国産業資源循環連合会が定める労働災害防止計画に則った事業活動を行うとともに、安全衛生方針を策定している。これらを遵守することで入院や休養を伴うような労災事故は近年発生していない。

また、同社は 5S 運動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の継続を行動指針に掲げ、労災事故が発生しない安全な職場環境を目指すとともに、改めて労働安全に配慮した取り組みを強化していくこととしている。

〈主な取り組み例〉

作業時の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順書の作成 ・ヘルメットの着用を徹底 ・パッカー車の投入口を開口したまま移動しない ・乗車・降車時の飛び乗りや飛び降りをさせない
収集運搬車両の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転管理者を設置 ・点検項目を設定し作業前の日常点検及び定期点検を実施、タイヤの消耗状況などを確認 ・全車両にドライブレコーダーを設置
熱中症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・塩分タブレットなどの配布 ・作業の合間に小休憩を取る ・事務所内にウォーターサーバーを設置しこまめに水分補給を行う

これらの取り組みを徹底したうえで、軽微な事故やヒヤリハット事例が発生した場合は業務用タブレットを通じて全従業員に共有、注意喚起を行い重大事故の未然予防に努めている。



〈出典：厚生労働省「労働災害統計」より当社作成〉

《② 働きやすい職場づくり》

同社では企業として安定した体制を維持しながら雇用の継続と事業の持続可能性を高めるため、従業員エンゲージメントの強化に取り組んでいる。継続的な賃上げの実施などによる従業員の経済的負担の軽減、法令に準じた休暇制度の整備や福利厚生の充実を図ることで安心して働く職場づくりを目指している。

〈労働条件など〉

給与・賞与など		
給与待遇	同社の給与水準は、令和6年長崎県の毎月勤労統計調査地方調査の同業種（224千円）と比較しても高い水準にある。また、直近では2024年度に賃上げを実施し、年3回の賞与支給により従業員の生活基盤の安定化を目指している。	
昇給	昇給実績：2024年：2%（昇給年1回実施）	
各種手当	通勤手当・役職管理手当・各種免許手当・時間外手当など	
賞与	年3回（夏季7月、冬季12月、期末9月）	
労働条件		
労働時間	運転手兼作業員 1日8時間の変形労働時間制 (収集ルート毎に設定) 週40時間になるよう調整	営業・事務員 就業時間 8:00～17:00
労働日数	週休2日制	
時間外労働	最大45時間/月、360時間/年	
休暇関連		
有給休暇制度	6ヶ月間継続勤務後、年間10日の有給休暇を付与している。 取得日数は個人によってばらつきがあるものの、法令で定められた最低5日間の有給休暇取得を遵守している。	
育児休暇	法令通りの休業・休暇制度	
介護休暇		
福利厚生・他		
健康管理	健康診断（年1回）実施、受診率100% インフルエンザワクチン接種（会社負担）	
社会保障	健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労働災害保険	
退職金制度	あり	
他	チケットレストラン ^{※12}	

※12：チケットレストラン：全国の飲食店やコンビニで利用できる専用のカードを使用した食事代補助の福利厚生サービス

〈目安箱の設置〉

同社では従業員が意見・相談をしやすくするための取り組みとして、匿名式の目安箱を設置し同社社長が窓口となって意見の集約、回答を行っている。目安箱に寄せられる意見の多くが働きやすい職場にしていくための内容であり、従業員一体となって職場環境の改善に取り組む意識が高まっている。

〈健康経営推進企業認定の取得〉

健康経営とは従業員の健康を企業の財産ととらえ、企業の成長のために、従業員の健康づくりに積極的・戦略的に取り組むことと定義されている。長崎県では健康経営宣言事業に参加した事業所の中から、要件をすべて満たした事業所を健康経営推進企業に認定し、認定証を交付している。

同社は 2021 年に認定取得し、今後も継続・更新していくこととしている。



〈出典：同社ホームページより〉

〈認定要件〉

- ①生活習慣病予防検診受診向上への取り組み（受診率 80%以上）
- ②健診結果による治療の徹底と保健指導活用への取り組み
(特定保健指導利用率 50%以上)
- ③事業所全体での継続的な健康増進や改善に向けた取り組み（運動の取り組み必須）
- ④禁煙・受動喫煙防止に向けた取り組み
- ⑤メンタルヘルスへの取り組み

〈N ぴか認証の取得〉

同社は働きやすい職場づくりの一環として「N ぴか」の認証取得を目指している。改めて社内の取り組みを整理し、さらに働きやすい職場としていくために認証を取得することとしている。

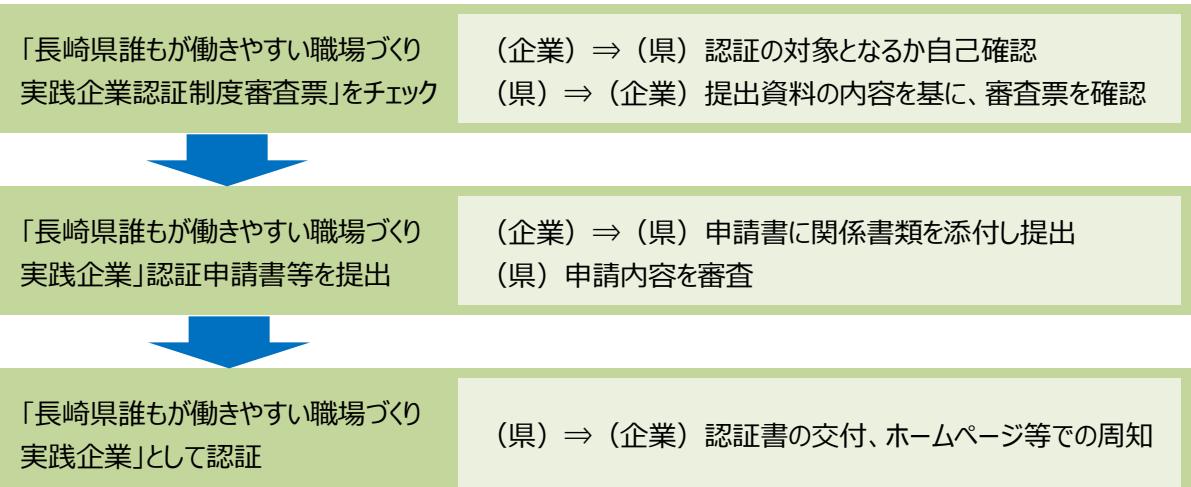
**長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度
(愛称：ながさきキラキラ企業) 略称「N ぴか」**



N ぴかは「働きやすい環境づくりに積極的に取り組む」企業を長崎県が認証する制度で、若者から高年齢者、男性、女性の誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業が社会的に評価される仕組みを作ることにより、企業の自主的な取り組みを促進するとともに企業の活性化を図り、誰もが持てる能力を十分に発揮しながら働き続けることができる魅力的な職場環境の整備に資することを目指している。

〈認証基準〉
①就業規則等の社内規則を規定し、社内に周知している
②過去3年間における労働者採用関係助成金不正受給、過去5年間における労働関係法令違反がない
③「仕事と育児・介護の両立」「働き方改革」「女性の活躍推進・男女共同参画」の各項目における審査票について、必須項目がすべて「○」かつ必須項目以外の合計得点が10点以上

〈「N ぴか」認証までの流れ〉



〈出典：長崎県ホームページより抜粋〉

《③ 人材育成/採用強化》

〈人材育成〉

同社では現場でのOJTに加え、全国産業資源循環連合会が開催する研修会やWebセミナーを積極的に活用し人材育成を行っている。また、管理職を対象に全国の同業他社の施設訪問を随時実施し、マネジメント力の向上と組織全体の活性化に努めている。

業務で必要となる資格については、資格取得にかかる費用を全額会社負担として支援を行っている。

〈同社従業員の資格保有状況〉

資格名	人数	資格名	人数
大型自動車運転免許	14	車両系建設機械（解体）	8
けん引自動車免許	1	冷媒回収技術者	5
小型移動式クレーン免許	10	フォークリフト	14
危険物取扱者（乙種全類）	1	衛生工学衛生管理者	1

〈採用強化〉

同社では労働条件の整備と働きやすい職場環境の構築により、従業員満足度が高く安定した雇用が維持できている。採用については従業員の紹介による応募が多いほか、ハローワークやホームページ、求人サイトを活用した採用を行っている。

《④ ダイバーシティへの取り組み》

〈高齢者の継続雇用〉

同社では定年後も働き続けられる職場環境を提供するため、高齢者再雇用制度を整備している。定年を60歳とし、以降は従業員本人の意思により65歳まで1年毎の更新制で勤務を継続できる体制をとっている。現在、7名の従業員が本制度を活用し勤務している。

〈女性従業員の登用〉

同社は性別により区別や差別を行う意識がなく、性別に関係なく採用・登用を行っている。また、業務の割り当てにおいても性別による区別を行っていない。ただし、現在女性のドライバーが在籍していないことからKPIに設定し、採用を強化することでさらに女性が活躍できる職場づくりを進めていく方針としている。

〈女性従業員の割合〉

	全従業員	うち管理職以上
従業員数	52名	7名
うち女性	4名（事務）	1名
従業員に占める女性の割合	8%	14%

〈外国籍スタッフの採用〉

同社ではスリランカ国籍の正社員1名（営業職）を採用している。廃棄物処理業界は、2027年度より新たに特定技能制度の対象分野として追加されることが見込まれている。同社は今後の制度改定など動向に合わせて適宜、社内の受け入れ体制の整備等を行う方針としている。

〈障がい者の雇用〉

障がい者雇用制度では、すべての事業主に一定割合以上の障がい者の雇用を義務づけており、従業員を40名以上雇用している事業主は2.5%以上（2026年7月以降は従業員37.5人以上を雇用する企業で2.7%）雇用する必要がある。

同社は運搬車両の運転や重機の操作など危険を伴う作業が多く、業種的に障がい者の雇用が難しいことから、現在雇用率は0%となっている。今後は、業務内容や労働条件面などを考慮しながら法定雇用率の達成に向けた社内体制を整備していく方針としている。

《⑤社会貢献活動》

同社では事業活動のみならず、様々な取り組みを通じた社会貢献活動に取り組んでいる。2021年度からはエコキヤップ運動を開始し、ペットボトルキャップの回収と売却益の寄付を行っている。さらに、教育機関に対する環境をテーマにした出前授業の開催や地域の河川や海岸の清掃活動への参加、地元主催のイベントやスポーツチームへの協賛活動などを行っている。

〈エコキヤップ運動〉

同社では様々な企業・団体や個人から寄せられるペットボトルキャップを資源として売却し、その売却益の寄付を行っている。寄付金はワクチンに変えられ世界中の子どもたちに届けられている。エコキヤップ運動を開始した2021年度は年間2tほどの回収量であったが、同社の活動がSNSやホームページを通じて地元企業や住民に広がり、現在は年間14tにのぼるペットボトルキャップを回収し、売却益を寄付している。



〈出典：認定NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会ホームページより〉

〈出前授業・講演会〉

同社では次世代を担う子どもたちに向けた環境教育の一環として、地域の小中学校を対象に環境をテーマにした出前授業を年間5回程度行っている。出前授業では廃棄物の分別やリサイクルの重要性、地球温暖化への対応など環境問題に対する理解を深めるとともに、自分事として捉える意識の醸成を目的に取り組んでいる。

また、地元の取引先企業に対するSDGs関連の講演会も年間3回程度開催している。



〈出典：同社ホームページより〉

〈清掃活動〉

同社は「ながさきホタルの会」が主催する河川の清掃活動や、海ごみゼロウィークを通じた海岸の清掃活動に積極的に参加している。また、同社の事務所や処理施設は民家との密接性が非常に強く、会社周辺のごみ拾いや草刈りを定期的に行うことで地域の環境美化にも貢献している。



〈出典：ながさきホタルの会ホームページより〉

〈協賛活動の主な例〉

〈協賛団体〉	
茂木花火大会実行委員会	長崎ランタンフェスティバル（中華振興組合）
V・ファーレン長崎	長崎県サッカー協会

（3）受賞・認証

〈ながさき環境県民会議表彰：最優秀賞 受賞〉

同社は、低炭素社会及び循環型社会の構築の推進に向け、地球温暖化防止、廃棄物の減量化等に積極的に取り組んでいる企業として2017年に、ながさき環境県民会議表彰の最優秀賞を受賞している。



〈出典：同社より〉

〈長崎県 SDGs 登録制度〉

長崎県 SDGs 登録制度は、長崎県が SDGs に取り組む県内企業を見る化し、経営強化と地域課題の解決による地方創生を目的として創設された制度である。同社では本制度に登録し、事業活動と社会貢献活動を通じて SDGs の達成に貢献し、地域社会とともに持続的に成長していくことを目指している。



〈出典：同社より〉

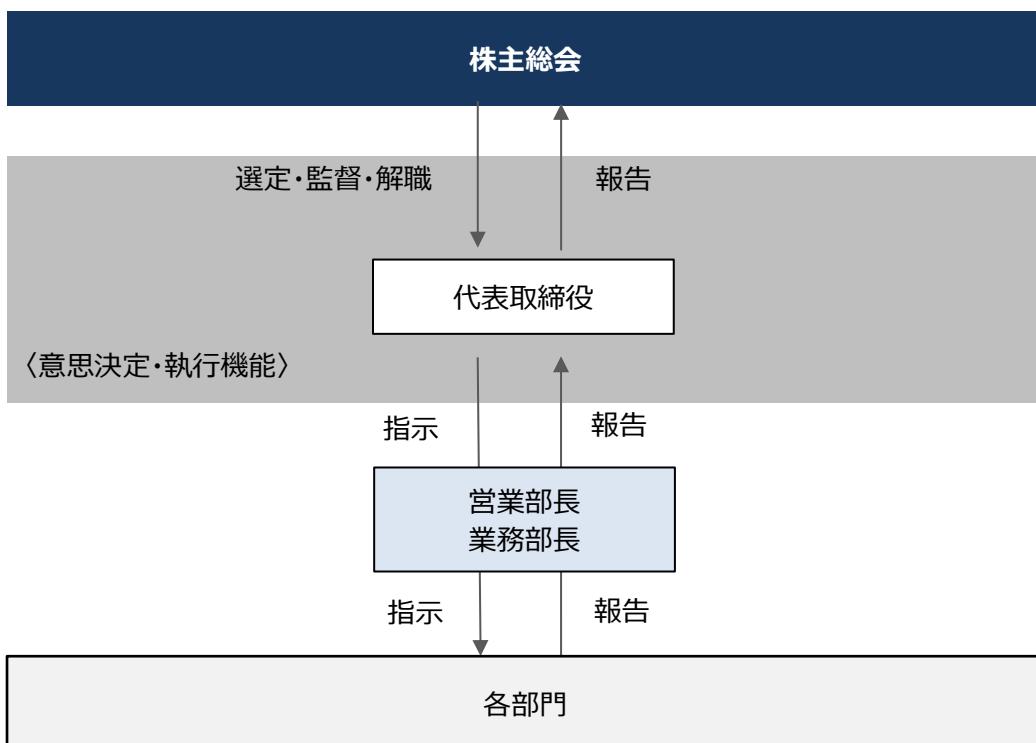
(4) コーポレート・ガバナンス

コーポレートガバナンス（企業統治）は株主をはじめとするステークホルダーのために、経営者が適切な意思決定を行うことを確保するための仕組みであり、企業不祥事の防止（経営の透明性の確保）と企業の持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目的としている。

同社は株主＝創業一族のみで構成されていることから、取引先を対象として良好な関係を築いたうえで会社の持続可能性を高めるため、常に適切な企業統治を行うことを目指している。

《企業統治体制》

同社は代表取締役を中心に業務運営を行っているが、報告や指示については営業部長・業務部長を通じて行われている。経営に関する重要な決定や事故等が発生した際などは代表取締役から速やかに意思決定を行う。また、定期的に株主に対し業況や財務状況、その他重要な項目についての報告を行い、経営の透明性を意識した企業統治を行っている。



(5) 経済面の取り組み

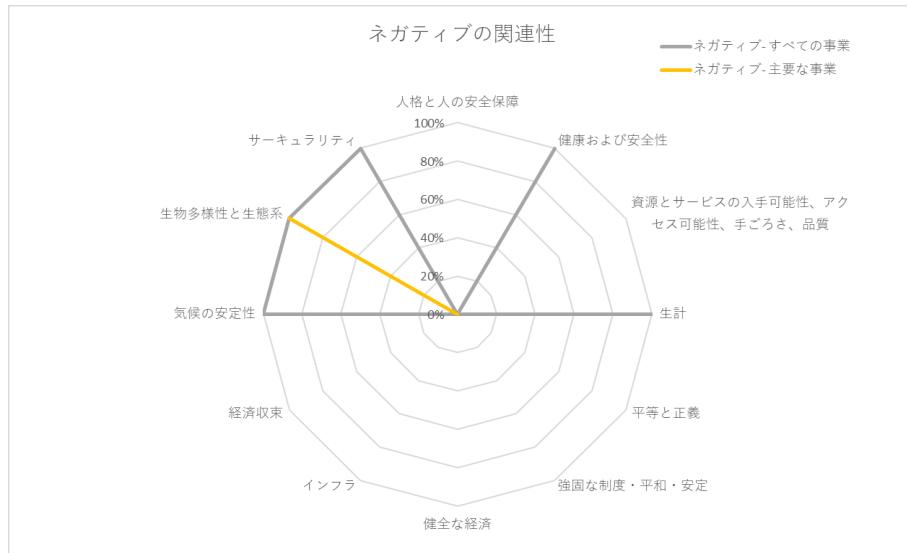
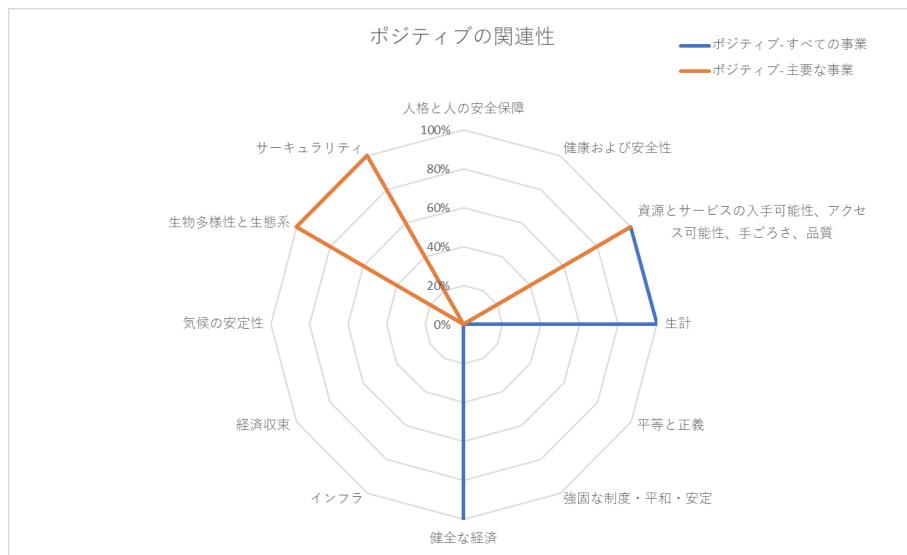
同社では、安全で効率的な廃棄物の適正処理を基本的役割として果たしながら、収集した廃棄物のリサイクルや再資源化を促進する取り組みを行っている。収集した廃棄物を再び資源へと転換し、リサイクル原料とすることで企業が原料を調達する際のコスト削減や原料の安定供給に貢献し、地域企業の持続可能な生産活動と資源の循環活用を支える重要な役割を担っている。

3.包括的分析

3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

同社の事業を、国際標準産業分類における「非有害物質の収集（業種コード 3811）」「有害物質の収集（業種コード 3812）」「非有害物質の処理および処分（業種コード 3821）」「材料回収（業種コード 3830）」として整理した。その前提のもとでの UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて分析した結果、「水域」「大気」「土壤」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」「水」「エネルギー」「健康と衛生」「文化と伝統」「雇用」「賃金」「零細・中小企業の繁栄」に関するポジティブ・インパクト、「気候の安定性」「水域」「大気」「土壤」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」「健康および安全性」「賃金」「社会的保護」に関するネガティブ・インパクトが抽出された。

〈インパクトレーダー図〉



3-2 個別要因を加味したインパクトの特定

UNEP FI のインパクト評価ツールを用いたインパクト分析結果をもとに、同社のサステナビリティに関する活動におけるインパクトを特定する。

«「非有害物質の収集（業種コード 3811）」「有害物質の収集（業種コード 3812）」「非有害物質の処理および処分（業種コード 3821）」「材料回収（業種コード 3830）」のインパクト»

インパクトエリア	インパクトトピック	セクター1:業種コード 3811非有害廃棄物収集業 売上割合80%		セクター2:業種コード 3812有害廃棄物収集業 売上割合3%		セクター3:業種コード 3821非有害廃棄物処理・処分業 売上割合15%		セクター4:業種コード 3830 材料再生業 売上割合2%	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
気候の安定性			●		●		●		●
生物多様性と生態系	水域	●	●	●	●	●	●	●	●
	大気	●	●	●	●	●	●	●	●
	土壤	●		●		●	●	●	
	生物種	●		●		●	●	●	
	生息地	●		●		●	●	●	
サーキュラリティ	資源強度	●	●	●	●	●	●	●	●
	廃棄物	●	●	●	●	●	●	●	●
人格と人の安全保障	紛争								
	現代奴隸								
	児童労働								
	データプライバシー								
	自然災害								
健康および安全性			●		●		●		●
資源とサービスの入手可能性、 手ごろさ、品質	水	●		●		●			
	食料								
	エネルギー					●			
	住居								
	健康と衛生	●		●		●		●	
	教育								
	移動手段								
	情報								
	コネクティビティ								
	文化と伝統	●		●					
生計	ファイナンス								
	雇用	●		●		●		●	
	賃金	●	●	●	●	●	●	●	●
平等と正義	社会的保護		●		●		●		●
	ジェンダー平等								
	民族・人種平等								
	年齢差別								
強固な制度・平和・安定	その他の社会的弱者								
	法の支配								
健全な経済	市民的自由								
	セクターの多様性								
インフラ	零細・中小企業の繁栄	●		●		●		●	
経済収束									

同社のサステナビリティに関する活動や事業活動を同社のホームページ、提供資料、ヒアリングなどから網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境や企業の特色等を勘案し、前述のインパクト分析結果により抽出されたポジティブ/ネガティブ・インパクトに対し同社の活動により環境・社会・経済へ影響を与えるインパクトを特定した。

«個別要因を加味し、特定されたインパクト»

インパクトエリア	インパクトトピック	全セクターUNEP FIの インパクト分析ツールによる インパクトエリア/トピック		同社の個別要因を考慮し、 特定されたインパクトエリア/ トピック	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
気候の安定性			●		●
生物多様性と生態系	水域	●	●		●
	大気	●	●	●	●
	土壤	●	●		
	生物種	●	●		
	生息地	●	●		
サーキュラリティ	資源強度	●	●	●	●
	廃棄物	●	●	●	●
人格と人の安全保障	紛争				
	現代奴隸				
	児童労働				
	データプライバシー				
	自然災害				
健康および安全性			●		●
資源とサービスの入手可能性、ア クセス可能性、手ごろさ、品質	水	●			
	食料				
	エネルギー	●			
	住居				
	健康と衛生	●			
	教育			●	
	移動手段				
	情報				
	コネクティビティ				
	文化と伝統	●			
生計	ファイナンス				
雇用		●		●	
	賃金	●	●	●	
	社会的保護		●		●
平等と正義	ジェンダー平等				●
	民族・人種平等				
	年齢差別				●
	その他の社会的弱者				●
健全な経済	法の支配				
市民的自由					
	セクターの多様性				
インフラ	零細・中小企業の繁栄	●		●	
経済収束					



: 追加したインパクトエリア/トピック



: 削除したインパクトエリア/トピック

同社の事業活動・サステナビリティ活動を考慮した結果、追加・削除するインパクトと追加・削除した理由は以下のとおりである。

«同社の事業活動やサステナビリティ活動を考慮し、追加・削除するインパクト»

インパクト エリア	インパクト トピック	ポジティブ ネガティブ	追加 削除	理由
生物多様性と生態系	水域	ポジティブ	削除	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物や産業廃棄物の収集運搬ときれいな水資源の保全の関連性がないため。 産業廃棄物の中間処理やりサイクルと水システムの保全の関連性がないため。
	土壤	ポジティブ	削除	<ul style="list-style-type: none"> 同社の事業活動は土壤や生物種、生息地など生態系を改善させるような性質でないため。
	生物種	ポジティブ	削除	
	生息地	ポジティブ	削除	
	土壤	ネガティブ	削除	<ul style="list-style-type: none"> 同社で行う産業廃棄物の中間処理は破碎・選別、溶融である。焼却や埋立処理などは行っていないことから生物多様性や生態系への悪影響は極めて限定的であり、処理についても法令を遵守し適切に行っているため。
	生物種	ネガティブ	削除	
	生息地	ネガティブ	削除	
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	ポジティブ	削除	<ul style="list-style-type: none"> 同社の事業活動はきれいな水へのアクセスの保護と関連性がないため。
	エネルギー	ポジティブ	削除	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の中間処理においてバイオマスの活用などは行っておらずエネルギーとの関連性がないため。
	健康と衛生	ポジティブ	削除	<ul style="list-style-type: none"> 同社の事業内容は健康と衛生を向上させるような性質でないため。
	教育	ポジティブ	追加	<ul style="list-style-type: none"> 資格の取得費用を会社負担とし積極的な資格取得の推奨を行っているため。 現場でのOJTに加え、全国産業資源循環連合会が開催する研修会やWebセミナーを積極的に活用した人材育成を行っているため。
	文化と伝統	ポジティブ	削除	<ul style="list-style-type: none"> 同社の事業は廃棄物の収集運搬が中心であり、文化遺産の保存に貢献するような

				事業の性質でないため。
生計	賃金	ネガティブ	削除	・同社は長崎県の同業種と比較して給与水準が高く、さらに定期的な賃上げを実施している。また、年3回の賞与支給により従業員の生活基盤の安定化に取り組んでいるため。
平等と正義	ジェンダー平等	ネガティブ	追加	・性別により区別や差別を行う意識がなく性別に関係なく採用・登用を行っているため。
	年齢差別	ネガティブ	追加	・高齢者再雇用制度を整備し、定年後も従業員本人の意思により勤務を継続できる体制を整備しているため。
	その他の社会的弱者	ネガティブ	追加	・現在、障がいのある従業員は在籍していないものの、業務内容や労働条件面などを考慮しながら法定雇用率の達成に向けた社内体制の整備を行うため。

3-3 特定されたインパクトとサステナビリティ活動の関連性

同社の特定されたインパクトに対する、同社のサステナビリティ活動との関連性は以下のとおりである。

環境面のインパクト<ポジティブ>

インパクト エリア	インパクト トピック	活動内容
生物多様性	大気	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の収集運搬や中間処理など法令を遵守した適切な処理そのものが大気汚染などの環境負荷の低減に貢献している。 フロン類を適切に回収することで大気汚染など環境負荷の低減に貢献している。
サーキュラリティ	資源強度	<ul style="list-style-type: none"> 収集した産業廃棄物の中間処理を行った後、資源として売却や県内の中間処理施設へ運搬しリサイクルしている。 収集した発泡スチロールをインゴット化し、再生材料として国内のプラスチックメーカーに出荷している。
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の中間処理を適切に行い、廃棄物を減容化することで最終処分場の負担軽減に貢献している。 収集した産業廃棄物を、資源として売却したりリサイクルすることで廃棄物の削減に貢献している。

環境面のインパクト<ネガティブ>

インパクト エリア	インパクト トピック	活動内容
気候の安定性	－	<p>使用燃料を削減する取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セイフティレコーダー（運転診断）の活用による走行距離と供給燃料量の可視化を行い、燃費を意識した効率的な収集ルートの設定を行っている。 ・収集運搬車両を低燃費車に隨時切り替えていいる。 ・車両の運転時や重機使用時のアイドリングストップ活動に取り組んでいる。 ・定期的な車両整備の実施 <p>使用電力を削減する取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未使用時や作業終了時はプレス機及び選別機の切電を徹底している。 ・休憩時間や事務所不在時の消灯 ・未使用時のパソコン電源 OFF ・不必要的作業灯の消灯 ・室内の空調温度設定 ・事務所の照明をすべて LED 化 ・エコアクション 21 認証による取り組みの強化と管理を徹底して行っている。
生物多様性と 生態系	水域	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の蛇口を調節し、使い過ぎを抑制 ・場内散水等に雨水や地下水を利用 ・エコアクション 21 認証による取り組みの強化と管理を徹底して行っている。
	大気	<p>使用燃料を削減する取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セイフティレコーダー（運転診断）の活用による走行距離と供給燃料量の可視化を行い、燃費を意識した効率的な収集ルートの設定を行っている。 ・収集運搬車両を低燃費車に隨時切り替えていいる。 ・車両の運転時や重機使用時のアイドリングストップ活動に取り組んでいる。 ・エコアクション 21 認証による取り組みの強化と管理を徹底して行っている。
サーキュラリティ	資源強度	<ul style="list-style-type: none"> ・セイフティレコーダー（運転診断）の活用による走行距離と供給燃料量の可視化を行い、燃費を意識した効率

		<p>的な収集ルートの設定を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬車両を低燃費車に随時切り替えている。 ・車両の運転時や重機使用時のアイドリングストップ活動に取り組んでいる。 ・水道の蛇口を調節し、使い過ぎを抑制 ・場内散水等に雨水や地下水を利用 ・エコアクション 21 認証による取り組みの強化と管理を徹底して行っている。
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用のタブレットとスマートフォンを全従業員に支給し業務マニュアルや会議資料をデータ化することでペーパーレスに取り組んでいる。 ・裏紙の使用、使用済封筒の再利用 ・事務所から出るごみの分別の徹底 ・エコアクション 21 認証による取り組みの強化と管理を徹底して行っている。

社会面のインパクト<ポジティブ>

インパクト エリア	インパクト トピック	活動内容
資源とサービス の入手可能 性、アクセス可 能性、手ごろ さ、品質	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得費用を会社負担とし積極的な資格取得の推奨を行っている。 ・現場での OJT に加え全国産業資源循環連合会が開催する研修会や Web セミナーを積極的に活用し人材育成を行っている。
生計	雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者再雇用制度を整備し、定年後も従業員本人の意思により 1 年毎の更新制で雇用を継続できる体制を整備している。 ・外国籍の正社員 1 名を営業職で採用している。 ・性別により区別や差別を行う意識がなく、性別に関係なく採用・雇用を行っている。 ・目安箱の設置や労働条件等の整備を行い従業員満足度が高く安定した雇用の維持ができている。
	賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県の同業種と比較して給与水準が高く、さらに定期的な賃上を実施している。また、年 3 回の賞与支給により従業員の生活基盤の安定化に取り組んでいる。

社会面のインパクト<ネガティブ>

インパクト エリア	インパクト トピック	活動内容
健康および安 全性	-	<ul style="list-style-type: none"> ・全国産業資源循環連合会が定める労働災害防止計画に則った事業活動を行うとともに安全衛生方針を策定し労働安全に対する取り組みを行っている。 ・5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の実践、継続 ・有給休暇の取得を推奨し、法令で定められた取得日数を遵守している。 ・健康経営推進企業認定を取得している。 ・社内の取り組みを整理し、さらに働きやすい職場にしていくためにNビカ認証の取得を目指している。
生計	社会的保護	<ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得費用を会社負担とし積極的な資格取得の推奨を行っている。 ・育児休暇、介護休暇の整備 ・社会保障制度の整備
平等と正義	ジェンダー平等	<ul style="list-style-type: none"> ・性別により区別や差別を行う意識がなく、性別に関係なく採用・雇用を行っている。
	年齢差別	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者再雇用制度を整備し、定年後も従業員本人の意思により1年毎の更新制で雇用を継続できる体制を整備している。現在7名が制度を利用し勤務している。
	その他の社会的 弱者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある従業員は在籍していないものの、業務内容や労働条件面などを考慮しながら法定雇用率の達成に向けた社内の体制整備を行う。

経済面のインパクト<ポジティブ>

インパクト エリア	インパクト トピック	活動内容
健全な経済	零細・中小企 業の繁栄	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した廃棄物を再び資源へと転換し、リサイクル原料として企業が原料を調達する際のコスト削減や原料の安定供給に貢献し、地域企業の持続可能な生産活動と資源の循環活用を支えている。 ・事業系一般廃棄物の定期収集業者数を増加させ、安全で効率的なサービス提供の拡大を目指している。

4.KPI の設定

〈FFG〉ポジティブ・インパクト・ファイナンスでは特定されたインパクトのうち、「ポジティブ・インパクトに関する項目を1項目以上、十分に対応がされていないネガティブ・インパクトの全項目」に対してKPIを設定することとしている。同社の特定されたインパクトのうち、ポジティブなインパクトを増大させ、ネガティブなインパクトを低減する取り組みとして7項目のKPIを設定した。なお、今回特定されたネガティブ・インパクトでKPIを設定していない理由は以下の通りである。

«KPIを設定しない理由»

インパクト	KPIを設定しない理由
社会的保護	社会保障制度の整備や福利厚生を充実させる取り組みを行っているほか、資格取得にかかる費用を会社負担として従業員の資格取得を支援するなど、ネガティブ・インパクトに対する対応が十分になされているため。
年齢差別	高齢者再雇用制度を整備し、60歳の定年後も勤務を継続できる（現在7名雇用）体制づくりを行うなど、ネガティブ・インパクトに対する対応が十分になされているため。

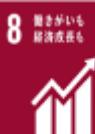
《KPI①》

インパクトレーダーとの関連性	気候の安定性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ/活動内容	環境保全/CO ₂ 排出量の削減
KPI（指標と目標）	・2030年度までに2022年度比でCO ₂ 排出量を42%削減する。 ・2030年度以降は再度目標設定を行う。
KPI設定した理由	燃料や電力の使用に伴うCO ₂ 排出量の算出を行っており、CO ₂ 排出量削減に向けた数値目標を設定し目標を達成するための取り組みを強化していくため。
SDGsとの関連性	7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。  

《KPI②》

インパクトレーダーとの関連性	気候の安定性、水域、大気、資源強度、廃棄物
インパクトの別/テーマ	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ/活動内容	環境マネジメント認証の継続/エコアクション21認証の継続・更新
KPI（指標と目標）	エコアクション21認証を環境保全の取り組みを強化しながら継続・更新する。
KPI 設定した理由	エコアクション21認証を継続・更新し、環境保全の取り組みの強化と管理を徹底して行うため。
SDGsとの関連性	<p>6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。</p> <p>7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p> <p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p> <p>11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p>
	   

《KPI③》

インパクトレーダーとの関連性	健康および安全性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ/活動内容	労働安全の取り組み/労災事故発生件数をゼロにする。
KPI（指標と目標）	重大な労災事故発生件数のゼロを維持する。
KPI 設定した理由	廃棄物の収集運搬や中間処理は危険を伴う作業や不注意による労災事故が多いことから、従業員の安全を守るために取り組みを徹底するため。
SDGsとの関連性	 <p>8 繁きがいも 経済成長も</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>

《KPI④》

インパクトレーダーとの関連性	健康および安全性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ/活動内容	働きやすい職場づくり/N ひか認証を取得する。
KPI（指標と目標）	<p>N ひか認証を取得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2026年9月までにN ひか認証の申請を行う。 ・2027年9月までにN ひか認証を取得する。 ・以降、有効期限到来ごとに更新を行う。
KPI 設定した理由	自社の取り組みを整理し、不足する取り組みを強化して働きやすい職場づくりを進めるため。
SDGsとの関連性	 <p>8 繁きがいも 経済成長も</p> <p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>

《KPI⑤》

インパクトレーダーとの関連性	雇用	ジェンダー平等
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ/活動内容	ダイバーシティへの取り組み/女性従業員の雇用	
KPI（指標と目標）	2030 年度までに女性ドライバーを 3 名採用する。 2030 年度以降は再度目標設定を行う。	
KPI の設定理由		性別による区別や差別は行っていないものの、現在女性のドライバー在籍していないことから採用を強化しさらに女性が活躍できる職場づくりを行うため。
SDGs との関連性	 	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

《KPI⑥》

インパクトレーダーとの関連性	雇用	その他の社会的弱者
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ/活動内容	ダイバーシティへの取り組み/障がい者の雇用	
KPI（指標と目標）	2030 年 9 月までに障がい者の雇用率を 2.7% にする ・2026 年 9 月までに雇用計画を策定する。 ・2026 年 10 月以降、計画を実践する。 ・2030 年 9 月までに雇用率を 2.7% にする。 ・2030 年 9 月以降は法定雇用率を維持する。	
KPI の設定理由		現在障がいのある従業員が在籍していないことから、不足する体制の整備を行い安心して働く職場づくりを行うため。
SDGs との関連性	 	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

《KPI⑦》

インパクトレーダーとの関連性	零細・中小企業の繁栄
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ/活動内容	事業拡大/一般廃棄物の定期収集業者数を増加させる。
KPI（指標と目標）	2030 年度までに定期収集業者数を 800 先に増加させる。 2030 年度以降は再度目標設定を行う。
KPI の設定理由	一般廃棄物の収集運搬業は同社の中心事業であり、定期収集業者との強固な関係性を構築し、今後より多くの企業に安全で効率的なサービスの提供を行うため。
SDGs との関連性 	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

5.マネジメント体制

同社では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役海野泰兵氏が最高責任者、営業部長村上一広氏が管理責任者、及び管理リーダー野口泰貴氏が担当者となって事業活動やサステナビリティの取り組みを整理した。そのうえで事業活動・サステナビリティの取り組みとインパクトの関連性をまとめ、今後の活動目標となる KPI の設定を行った。

今後も村上一広氏の監督のもと、進捗状況や活動内容を代表取締役海野泰兵氏へ定期的に報告するなど、ガバナンス体制を構築していく。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行後、返済期限までの間においても、野口泰貴氏を中心として関係部署などの連携体制を構築することで KPI の達成を図っていく。

最高責任者	代表取締役 海野 泰兵
管理責任者	営業部長 村上 一広
担当者	管理リーダー 野口 泰貴

6.モニタリングの頻度と方法

本件で設定した KPI の進捗状況は、株式会社十八親和銀行の担当者が年に1回以上、同社との会合を設けることで確認する。株式会社十八親和銀行はモニタリングの結果を検証し、当初想定と異なる点があった場合には、同社に対して適切な助言・サポートを行い、KPI の達成を支援する。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持・向上していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合には、株式会社十八親和銀行と同社で協議の上、再設定を検討する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、株式会社長崎経済研究所が作成したものです。
2. 本評価書は株式会社十八親和銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同社から供与された情報と、株式会社長崎経済研究所と株式会社十八親和銀行が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価です。株式会社長崎経済研究所は将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアチブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワードフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。
4. 本評価書の著作権は株式会社長崎経済研究所に帰属します。株式会社長崎経済研究所による事前承諾を受けた場合を除き、本評価書に記載された情報の一部あるいは全部について複製、転載、または配布、印刷など、第三者の利用に供することを禁じます。

<評価書作成者及び本件問い合わせ先>

株式会社長崎経済研究所

山田 大貴

〒850-8618

長崎県長崎市銅座町 1 番 11 号十八親和銀行本店内

TEL : 095-828-8859 FAX : 095-821-0214